

事業継続のための支援について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業継続が困難となっている方に対しての官民支援制度がありますので以下を参考にご活用願います。

◆売上減少に伴い、事業の継続のための運転資金としたい時

新型コロナウイルス感染症特別貸付 等 売上5%以上減少

コロナ特別貸付等の資金繰り支援。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。各公庫の既往債務の借換も可能。

- 日本政策金融公庫：0120-154-505（平日）
 - 商工中金：0120-542-711（平日・休日）
 - 民間金融：0570-783-183（平日・休日）
- ※お近くの中小企業関連団体、支援機関等でも経営相談を受付
- <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf#page=8>

貸付

セーフティネット保証4号 売上20%以上減少、5号 売上5%以上減少

一時的に売上減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。（経済産業省）

- 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505（平日）
 - 沖縄振興開発金融公庫 融資第二部中小企業融資第一班：098-941-17（平日）
 - 日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）（土日祝）
0120-327790（中小企業事業）（土日祝）
 - 沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795（土日祝）
- <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf#page=18>

貸付

危機関連保証 売上15%以上減少

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度（経済産業省）

- 取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会
- <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf#page=19>

貸付

持続化給付金 売上50%以上減少

持続化給付金を創設し、法人には最大200万円、個人事業者には最大100万円、事業全般に広く使える給付金を支給。（中小企業庁）

- 相談ダイヤル：0120-115-570（IP電話：03-6831-0613）
- <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

給付

家賃支援給付金

事業継続を下支えするため、法人には最大600万円、個人事業者には最大300万円、地代・家賃の負担を軽減する給付金を支給。（中小企業庁）

- 相談ダイヤル：0120-653-930
- <https://yachin-shien.go.jp/>

給付

特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。

- 中小企業金融相談窓口：0570-783183
- <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf#page=11>

利子補給

民間金融機関における実質無利子・無担保融資

国が補助を行う都道府県等による制度融資において、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に、要件を満たせば、保証料・利子の減免。

- 中小企業金融相談窓口：0570-783183
- <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf#page=20>

利子補給

◆従業員を一時的に休業させたいが、手当の支払いで困っている時

雇用調整助成金

雇用調整助成金で手当等の一部を助成。

休業手当等について、4/5（解雇等を行わない場合は、10/10）を助成。 ※中小企業の場合（経済産業省）

- 都道府県労働局または公共職業安定所（ハローワーク）
又は学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター：0120-60-3999
- https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

助成

◆売上減少に伴い、税金や保険料等の支払いが困難となった時

厚生年金保険料支払い期限及び換価猶予

厚生年金保険料等を納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、年金事務所へ申請することにより、納付期限の猶予や納付すべき保険料等の納期限を超過しても換価の猶予が認められる場合あり。（厚生労働省）

- 厚生年金保険料納付猶予相談窓口：0570-666-228（ナビダイヤル）
※050で始まる電話ではご利用不可
- https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10866.html

猶予

労働保険料等の支払い猶予

事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方において、申請により労働保険料等の納付を1年間猶予する場合あり。（厚生労働省）

- 最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署
- https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10647.html

猶予

所得税の猶予

収入が大幅に減少している方に向けて、納税の猶予の特例（支払いの猶予や分割支払いなど）あり。（国税庁）

- 国税局猶予相談センター（管轄する国税局）
- https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

猶予

固定資産税の減免

中小企業・小規模事業者（個人事業者も含みます）の保有する建物や設備等の来年（2021年）の固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とする。（地方自治体）

- 固定資産税等の軽減相談窓口：0570-077322
- <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf#page=69>

猶予

◆車検の受付のためwebサイトを作成し顧客拡大したい時

持続化補助（コロナ特別対応型）

小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等の取組を支援。

- 全国商工会連合会：03-6670-3960（平日） http://www.shokokai.or.jp/jzokuka_t/
- 日本商工会議所：03-6447-5485（平日） <https://r2.jzokukahojokin.info/corona/>

支援